

工事請負契約事項第 25 条第 5 項（増額請求）運用マニュアル

1. 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類、燃料油又はこれ以外の主要資材（以下、「諸資材」という）であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が、請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}$$

$$\text{変動額}_{\text{材}} = M_{\text{変更材}} - M_{\text{当初材}}$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}, M_{\text{当初材}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}, M_{\text{変更材}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}, M_{\text{変更材}}$ ：価格変動後の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}, M_{\text{当初材}}$ ：価格変動前の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

p ：設計時点における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価

p' ：3.の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価

D ：4.の規定に基づき鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料について算定した対象数量

k ：落札率

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約事項第 37 条第 3 項に規定する通知の書面において、6.の規定により、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) + (M_{\text{変更材}} - M_{\text{当初材}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}, M_{\text{変更材}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}, M_{\text{当初材}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

S : スライド額

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}, M_{\text{変更材}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}, M_{\text{当初材}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1.に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類、燃料油又は諸資材の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更鋼}}$ 、 $M_{\text{変更油}}$ 又は $M_{\text{変更材}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{変更鋼}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M_{\text{変更油}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、(1)の $M_{\text{変更材}}$ に代えて受注者の諸資材の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (3) (2)の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4.に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
- ② 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4.に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5.(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4.の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3.(1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

- (4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。このことから、スライド額算定における金額の端数処理は、1円単位とし、1円未満は切り捨てる。

3. 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

①鋼材類及びその他諸資材

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

②燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5.(3)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4.の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

- (2) (1)①、②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約事項第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4. 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量 (D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

① 設計図書（営繕工事にあつては、内訳明細書。以下同じ。）に記載された数量が

あるときは、当該数量

- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量（営繕工事にあつては、内訳明細書に一式で計上されている工種や複合単価の場合、「公共建築工事標準歩掛（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」等で鋼材の使用量が特定できるもの）
- ③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4. の対象数量とすることができる。

6. 部分払時の取扱い

工事請負契約事項第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、当該通知を行う書面に、

部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7. 部分引渡し

工事請負契約事項第 39 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、原則として単品スライド条項を適用することができない。但し、部分引き渡しを行う「指定部分」について、受注者側から単品スライド適用の請求対象としたい旨の要請がある場合、引き渡し期限までに協議が整えば、「指定部分」についても単品スライド条項の協議の対象とすることができるものとする。

8. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求があったときは、工事請負契約事項第 25 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。
- (4) スライド額は、請負代金額に加算するものとする。

9. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約事項第 25 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1. (1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価（工事請負契約事項第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2. (1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約事項第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約事項第 25 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0 とする。）」とする。

<様式 - S 1 >

令和〇〇年〇〇月〇〇日

美郷町長 〇〇 〇〇 様

住 所
会社名
氏 名

工事材料価格の著しい変動による請負代金額の変更請求について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで請負契約を締結した下記工事について、工事材料価格の著しい変動により請負代金額が不相当となったため、工事請負契約書特別契約事項第25条第5項（単品スライド条項）の規定に基づき、請負代金額を変更されるよう請求します。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇工事
2. 工事場所 〇〇〇〇
3. 請負代金額 ￥ 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 - (税込)
4. 工 期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
5. 請負代金額の変更を求める資材等
 - 鋼材類
 - 燃料類
 - その他主要資材（具体的に記載）
()
6. 添付書類 スライド変更対象品目確認調書

※今回の請求はあくまでも概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ありません。

請負代金額変更請求額概算計算書

美郷町長 ○○ ○○ 様

住 所
会 社 名
氏 名

工事契約約款第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 : ○○○工事
請負代金額（税込）:

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考	
記載例											
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年○月	0		
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年○月	0		
			0.0		0.0		0.0		0	R○年○月 計	
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年△月	0		
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年△月	0		
			0.0		0.0		0.0		0	R○年△月 計	
○鋼 計	○	t	0.0		0.0		0.0		0	○鋼合計	
鋼材類 合計					0.0		0.0		0	請負額の1%以上	
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年△月	0		
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年△月	0		
			0.0		0.0		0.0		0	R○年△月 計	
□油 計	○	L	0.0		0.0		0.0		0	□油合計	
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年□月	0		
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年□月	0		
			0.0		0.0		0.0		0	R○年□月 計	
△油 計	○	L	0.0		0.0		0.0		0	△油合計	
燃料油 合計					0.0		0.0		0	請負額の1%以上	
変動額		※請負代金額の1%を超える品目のみ集計									

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料（納品書等）を添付すること。
証明できない場合は、概算数量等を記載のうえ、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎に取りまとめるものとする。なお、取りまとめ数量欄が足りない場合は複数枚になってもよい。

<様式－S 2 >

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 様

美郷町長 〇〇 〇〇

工事材料価格の著しい変動による請負代金額の変更協議日について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け変更請求のあった件について、工事請負契約書特別契約事項第25条第8項の規定に基づき、下記のとおり請負代金額の変更協議開始日を通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
2. 協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
3. そ の 他 協議開始日までに<様式S 3 >及び証明書類を提出してください。なお、請求を取り下げる場合は<様式S 3 - 3 >を提出してください。

<様式 S 3 >

令和〇〇年〇〇月〇〇日

美郷町長 〇〇 〇〇 様

住 所
会社名
氏 名

工事材料価格の著しい変動による請負代金額の変更について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで変更協議の通知があった件について、工事請負契約書特別契約事項第 2 5 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、下記のとおり請負代金額の変更について協議します。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇工事
2. 工事場所 〇〇〇〇
3. 請負代金額 ￥ 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 - (税込)
4. 工 期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
5. 単品スライド条項対象品目
6. 添付書類
＜様式 S 3 - 1＞請負代金額変更協議額計算書及び証明書類
※燃料類の場合は＜様式 S 3 - 2 - 1 ~ 3＞及び関連照明書類を提出すること。

証明書類：実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、
購入先、搬入・購入の時期を証明する書類（納品書、
請求書、領収書等）

請負代金額変更協議額計算書

美郷町長 ○○ ○○ 様

住 所
会 社 名
氏 名

工事契約約款第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 : ○○○工事
 請負代金額（税込） :
 予定価格（税込） : 落札率： #DIV/0!

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考	
記載例											
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年○月	0		
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年○月	0		
			0.0		0.0		0.0		0	R○年○月 計	
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年△月	0		
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年△月	0		
			0.0		0.0		0.0		0	R○年△月 計	
○鋼 計	○	t	0.0		0.0		0.0		0	○鋼合計	
鋼材類 合計					0.0		0.0		0	請負額の1%以上	
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年△月	0		
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年△月	0		
			0.0		0.0		0.0		0	R○年△月 計	
□油 計	○	L	0.0		0.0		0.0		0	□油合計	
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年□月	0		
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年□月	0		
			0.0		0.0		0.0		0	R○年□月 計	
△油 計	○	L	0.0		0.0		0.0		0	△油合計	
燃料油 合計					0.0		0.0		0	請負額の1%以上	
変動額		※請負代金額の1%を超える品目のみ集計									

単品スライド請求額	(変動額*1.1) - (請負代金額*0.01)	0
-----------	--------------------------	---

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料（納品書等）を添付すること。
証明できない場合は、概算数量等を記載のうえ、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎に取りまとめるものとする。なお、取りまとめ数量欄が足りない場合は複数枚になってもよい。

請負代金額変更協議の対象材料計算総括表

美郷町長 〇〇 〇〇 様

住 所
会 社 名
氏 名

工事契約約款第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月日	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備考
記載例											
軽油	1.2号	L	5000	0	0	〇〇石油	R〇年6月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	10000	0	0	〇〇石油	R〇年6月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	15000	0	0	〇〇石油	R〇年6月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	14000	0	0	〇〇石油	R〇年6月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	5000	0	0	〇〇石油	R〇年6月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	1000	0	0	〇〇石油	R〇年6月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	1000	0	0	〇〇石油	R〇年7月		現場内重機	有	別添〇
軽油	1.2号	L	1000	0	0	〇〇石油	R〇年8月		現場内重機	有	別添〇
購入数量（証明有）合計			52000								
軽油	1.2号	L	2000		0	〇〇石油	R〇年4月	ダンプ	現場～〇〇地先 (流用先) 運搬	有	
軽油	1.2号	L	2000		0	〇〇石油	R〇年6月	ダンプ	現場～〇〇地先 (流用先) 運搬	有	
軽油	1.2号	L	1000		0	〇〇石油	R〇年7月	ダンプ	現場～〇〇地先 (流用先) 運搬	有	
購入数量（未証明）合計			5000								

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明する資料（納品書、請求書、領収書）を添付の上、併せて監督員に提出すること。但し証明書類を提出できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎に取りまとめるものとする。但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。なお、取りまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。

各種資機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代							
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	
記載例															
再生骨材	40mm	m3	3,000	2,000	6,000,000	〇〇砂利	R〇年4月	軽油	1.2号	L	700	90	63,000	〇〇石油	
								軽油	1.2号	L	300	90	27,000	〇〇石油	
再生骨材	40mm	m3	5,000	2,000	10,000,000	〇〇砂利	R〇年7月	軽油	1.2号	L	500	100	50,000	〇〇石油	
								軽油	1.2号	L	1,000	100	100,000	〇〇石油	
重建設機械	ブルドーザ21t4機	回	1			〇〇リース	R〇年8月	軽油	1.2号	L	500	100	50,000	〇〇石油	
										計	3,000				

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

建設機械名・規格		路面切削機		機械搬入所在地	現場所在地	機械搬出所在地								
機械名	運搬車両			運賃										
	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	基本運賃	× (1- 特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増) + 増・その他	=	合計
セミトレーラ	30	110	29	81,000	× (1- 0.7	+	0	+	0	+	0) + 1,880	=	139,580
					× (1+	+		+		+) +	=	0
					× (1+	+		+		+) +	=	0
					× (1+	+		+		+) +	=	0
					× (1+	+		+		+) +	=	0
					× (1+	+		+		+) +	=	0

重建設機械の分解・組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

建設機械名・規格		ブルドーザ21t級		機械搬入所在地	現場所在地	機械搬出所在地								
機械名	運搬車両			運賃										
	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	基本運賃	× (1- 特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増) + 増・その他	=	合計
セミトレーラ	20	50	20	42,000	× (1- 0.7	+	0	+	0	+	0) + 1,355	=	30,755
トラック	4	50	1	18,500	× (1- 0.6	+	0	+	0	+	0) + 650	=	11,750
					× (1+	+		+		+) +	=	0
					× (1+	+		+		+) +	=	0
					× (1+	+		+		+) +	=	0
					× (1+	+		+		+) +	=	0
												片道合計	=	42,505
												往復合計	=	85,010

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

仮設材		運搬車両		機械搬入所在地	現場所在地	機械搬出所在地								
機械名	運搬車両			運賃										
	規格 (t積)	運搬距離 (km)	台数 (台)	資材名	数量(t)	×	基本運賃(t	× (1- 深夜早朝	+	冬期割増) +	その他	=	合計
セミトレーラ	20	50	20	H鋼 (12m以内)	95	×	4,000	× (1- 0	+	0) +	0	=	380,000
						×		× (1+	+) +		=	0
						×		× (1+	+) +		=	0
						×		× (1+	+) +		=	0
						×		× (1+	+) +		=	0
						×		× (1+	+) +		=	0

<様式－S 3－3>

令和〇〇年〇〇月〇〇日

美郷町長 〇〇 〇〇 様

住 所
会社名
氏 名

工事材料価格の著しい変動による請負代金額変更請求の取り下げについて

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで変更協議の通知があった件について、下記事
由により取り下げることとしましたので通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
2. 工 事 場 所 〇〇〇〇
3. 請負代金額 ￥ 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇－（税込）
4. 取り下げ事由

町長	副町長	総務課長	課長	参事	班長	検算	監督職員

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名		〇〇〇〇工事
請 負 代 金 額 (消費税相当額を含む)		円
工 期		自) 令和 年 月 日 至) 令和 年 月 日
①	変 動 額 (鋼 材 類) (消費税相当額含む)	円
	変 動 額 (燃 料 油) (消費税相当額含む)	円
	変 動 額 () (消費税相当額含む)	円
②	請 負 額 の 1 % 相 当 額	円
③スライド額 ①-② (消費税相当額含む)		円
④スライド金額 ③×100/110 (1円未満切捨て)		円
⑤消費税相当額 ④×0.1		円
⑥確定スライド額 ④+⑤		円

※スライド変動額確認調書を添付すること。

スライド変更額確認調書

工事名 品目名

請負額(税込) : 44,000,000

予定価格(税込) : 45,000,000

資材名	規格	購入年月	単位	変動前資材価格			既済部分		変動後資材価格						摘要
				数量 ①	単価 ②	金額 ③=①×②	数量 ④	金額 ⑤=④×②	A:実際に購入した金額			B:実勢価格で算定した金額			
									数量 ⑥A=①-④	単価 ⑦A	金額 ⑧A=⑥A×⑦A	数量 ⑥B=①-④	単価 ⑦B	金額 ⑧B=⑥B×⑦B	
溝形鋼	[125×65×6 SS400	R4年5月	t	290.000	76,000	15,200,000		0	290.000	80,000	1,600,000	20.000	77,000	1,540,000	
		R4年6月	t						80.000	83,000	6,640,000	80.000	80,000	6,400,000	
		R4年7月	t						100.000	85,000	8,500,000	100.000	83,000	8,300,000	
等辺山形鋼	L50×50×6 SS400	R4年6月	t	115.000	148,000	17,020,000		0	50.000	170,000	8,500,000	50.000	150,000	7,500,000	
		R4年7月	t						45.000	175,000	7,875,000	45.000	170,000	7,650,000	
		R4年8月	t						20.000	180,000	3,600,000	20.000	175,000	3,500,000	
平鋼	FB50×6 SS400	R4年7月	t	38.000	75,000	2,850,000		0	23.000	80,000	1,840,000	23.000	78,000	1,794,000	
		R4年8月	t						15.000	82,000	1,230,000	15.000	78,000	1,170,000	
計						35,070,000		0		39,785,000			37,854,000		

当初設計数量・単価

受注者作成の<様式S3-1>による

⑨変動対象数量の変動前価格計=(③-⑤)×落札率×消費税率
(35,070,000 - 0) × 0.9778 × 110 / 100
= 37,719,733 一円未満切り捨て

A:実際に購入した金額
⑩A変動対象資材価格計=⑧B×消費税率 ※実際に購入した金額には落札率をかけたない
39,785,000 × 110 / 100
= 43,763,500 一円未満切り捨て

B:実勢価格で算定した金額
⑩B変動対象資材価格計=⑧B×落札率×消費税率 ※実際に購入した金額を実勢価格とした部分には落札率をかけたない
37,854,000 × 0.9778 × 110 / 100
+ 0
= 40,714,080 一円未満切り捨て

購入金額を実勢単価とした金額

採用金額
⑩ 40,714,080 ※AがBを下回る場合はAを採用する。

変動額 = ⑩ - ⑨ = 2,994,347 …⑪ 一円未満切り捨て
請負額 1% = 440,000 …⑫ 一円未満切り捨て

<様式 - S 5 >

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 様

美郷町長 〇〇 〇〇

工事材料価格の著しい変動による請負代金額の変更について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け協議請求のあった件については、積算の結果、下記のとおりとなりますので通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
2. 協 議 額 増額（減額） ¥〇〇〇,〇〇〇 -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇,〇〇〇 -
3. そ の 他 変更契約は工期末に行うものとする。

<様式－S 5－1>

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 様

美郷町長 〇〇 〇〇

工事材料価格の著しい変動による請負代金額の変更について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け協議請求のあった件については、積算の結果、下記のとおりとなりますので通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
2. スライド適用 スライドの適用が認められない
3. 理 由 スライド額が請負代金額の1%を超えないため

工事請負変更契約書（第〇回）

令和 年 月 日

契約権者 住 所 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
職 氏 名 美郷町長 松 田 知 己

契 約 者 住 所
商号又は名称
氏 名

令和 年 月 日に締結した工事請負契約を次のとおり変更する。

変 更 増 契 約 額 <small>(うち取引に係る消費税および地方消費税の額)</small>	
既 契 約 額 <small>(うち取引に係る消費税および地方消費税の額)</small>	
変 更 後 の 契 約 額 <small>(うち取引に係る消費税および地方消費税の額)</small>	
(注) 「取引に係る消費税および地方消費税」は、契約金額に10/100を乗じて得た額である。	
工 事 名	
工 事 場 所	
変 更 理 由	工事請負契約事項第25条第5項に基づく物価の変動による変更
変 更 完 成 期 限	変更なし
契 約 保 証 金 の 変 更	変更なし
そ の 他 必 要 な 事 項	現契約の契約条項による

工事請負契約事項第 25 条第 5 項（減額請求）運用マニュアル

1. 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類、燃料油又はこれ以外の主要資材（以下、「諸資材」という）であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が、請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{変更}_{\text{鋼}}} - M_{\text{当初}_{\text{鋼}}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{変更}_{\text{油}}} - M_{\text{当初}_{\text{油}}}$$

$$\text{変動額}_{\text{材}} = M_{\text{変更}_{\text{材}}} - M_{\text{当初}_{\text{材}}}$$

$$M_{\text{当初}_{\text{鋼}}}, M_{\text{当初}_{\text{油}}}, M_{\text{当初}_{\text{材}}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

$$M_{\text{変更}_{\text{鋼}}}, M_{\text{変更}_{\text{油}}}, M_{\text{変更}_{\text{材}}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

$M_{\text{変更}_{\text{鋼}}}, M_{\text{変更}_{\text{油}}}, M_{\text{変更}_{\text{材}}}$ ：価格変動後の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

$M_{\text{当初}_{\text{鋼}}}, M_{\text{当初}_{\text{油}}}, M_{\text{当初}_{\text{材}}}$ ：価格変動前の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

p ：設計時点における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価

p' ：3.の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価

D ：4.の規定に基づき鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料について算定した対象数量

k ：落札率

- (2) (1) に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約事項第 37 条第 3 項に規定する通知の書面において、6.の規定により、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) + (M_{\text{変更材}} - M_{\text{当初材}}) + P \times 1/100 \text{ 変更}$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}, M_{\text{当初材}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (\text{消費税}+1)$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}, M_{\text{変更材}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (\text{消費税率}+1)$$

S : スライド額

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}, M_{\text{変更材}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}, M_{\text{当初材}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1.に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して5.（1）により異論を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が2.（1）の $M_{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書によって適当な購変更入金額であると認められる場合にあっては、2.（1）の規定にかかわらず、2.（1）の $M_{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、2.（1）の算式により変更スライド額を算定する。

- (3) (2)の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が、4.に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
- ② 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が、4.に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5.（3）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4.の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3.（1）②の平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。このことから、スライド額の算定における金額の端数処理は1円単位とし、1円未満切り捨てとする。

3. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

①鋼材類及びその他諸資材

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

②燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

4. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

①設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量。

②数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量。

③設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、発注者の積算において使用材料一覧表として集計された数量とする。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1) に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

- (1) 発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異論を申し立てたときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 受注者が（1）の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について（1）に規定する事項を確認できない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (3)（2）の規定にかかわらず、燃料油等に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4.の対象数量とすることができる。

6. 部分払時の取扱

工事請負契約事項第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、当該通知を行う書面に、部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7. 部分引渡し

工事請負契約事項第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。但し、今後部分引き渡しを行う「指定部分」については、単品スライド条項の協議対象とする。

8. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

(2) (1) に規定する請求を行ったときは、工事請負契約事項第 25 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これを (1) の請求を行った日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。

(3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約事項第 25 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1. (1) 中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価（工事請負契約事項第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2. (1) 中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約事項第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約事項第 25 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0 とする。）」とする。

<様式 - S' 1 >

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇

〇〇 〇〇 〇〇 様

美郷町長 〇〇 〇〇

工事材料価格の著しい変動による請負代金額の変更請求について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで請負契約を締結した下記工事について、工事材料価格の著しい変動により請負代金額が不相当となったため、工事請負契約書特別契約事項第25条第5項（単品スライド条項）の規定に基づき、請負代金額を変更されるよう請求します。

なお、以下に記載する変更を求める資材等に関し、当方の試算における考え方に同意し難い場合は、実際に稼働（購入）した月毎の数量、購入先等がわかる書類を協議開始日までに準備してください。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇工事
2. 工事場所 〇〇〇〇
3. 請負代金額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 - (税込)
4. 工 期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
5. 請負代金額の変更を求める資材等
 - 鋼材類
 - 燃料類
 - その他主要資材（具体的に記載）
()
7. 協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
6. 添付書類 スライド変更対象品目確認調書

入力

発注者作成
様式-S1'に添付
品目毎作成

スライド変更額確認調書

〇〇〇〇工事

請負額(税込) : 34,020,000

予定価格(税込) : 37,800,000

資材名	規格	購入年月	単位	変動前資材価格			既済部分		変動後資材価格			摘要
				数量 ①	単価 ②	金額 ③=①×②	数量 ④	金額 ⑤=④×②	数量 ⑥=①-④	単価 ⑦	金額 ⑧=⑥×⑦	
軽油	除雪グレーダー 4.0m級 貸与	R4年1月	0	4,800	144	691,200			4,800	108	518,400	150/h
	除雪ドーザー 13t 委託	R4年1月	0	1,280	144	184,320			1,280	108	138,240	160/h
	除雪グレーダー 4.0m級 委託	R4年1月	0	1,760	144	253,440			1,760	108	190,080	220/h
	除雪トラック 7.0t 貸与	R4年1月	0	1,440	144	207,360			1,440	108	155,520	180/h
	ローリー除雪車 400PS 貸与	R4年1月	0	2,800	144	403,200			2,800	108	302,400	350/h
	ローリー除雪車 250PS 貸与	R4年1月	0	2,000	144	288,000			2,000	108	216,000	250/h
	排雪用ダンプトラック 10t 委託	R4年1月	0	1,440	144	207,360			1,440	108	155,520	120/h
	除雪用バックホ 0.4m3 委託	R4年1月	0	258	144	37,152			258	108	27,864	4.30/h
	ローリー除雪車 80PS 委託	R4年1月	0	1,376	144	198,144			1,376	108	148,608	8.60/h
	ローリー除雪車 40PS 委託	R4年1月	0	640	144	92,160			640	108	69,120	4.00/h
	ハトガイ 30PS 委託	R4年1月	0	624	163	101,712			624	120	74,880	7.80/h
	ローリー除雪車 80PS 貸与	R4年1月	0	688	144	99,072			688	108	74,304	8.60/h
						2,763,120					2,070,936	

⑨変動対象数量の変動前価格計=(③-⑤) × 落札率 × 消費税
(2,763,120 -) × 0.9000 × 110 / 100
= 2,735,488 一円未満切り捨て

⑩変動対象資材価格計=⑧ × 落札率 × 消費税
2,070,936 × 0.9000 × 110 / 100
= 2,050,226 一円未満切り捨て

燃料油の変動額 = ⑩ - ⑨ = -685,262 …⑪
請負額 1% = 340,200 …⑫ 一円未満切り捨て (減額分)
燃料油に関して、変動額が、請負額の1%以上のため協議対象。

<様式S' 3 >

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 様

美郷町長 〇〇 〇〇

工事材料価格の著しい変動による請負代金額の変更について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで変更協議通知した件について、工事請負契約書特別契約事項第25条第5項及び第7項の規定に基づき、下記のとおり請負代金額の変更について協議します。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇工事
2. 協議額 ¥〇〇〇,〇〇〇- (税込)
3. 確認調書 別紙のとおり
4. その他

町長	副町長	総務課長	課長	参事	班長	検算	監督職員

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名		〇〇〇〇工事
請 負 代 金 額 (消費税相当額を含む)		円
工 期		自) 令和 年 月 日 至) 令和 年 月 日
①	変 動 額 (鋼 材 類) (消費税相当額含む)	円
	変 動 額 (燃 料 油) (消費税相当額含む)	円
	変 動 額 () (消費税相当額含む)	円
②	請負額の1%相当額	円
③スライド額 ①-② (消費税相当額含む)		円
④スライド金額 ③×100/110 (1円未満切捨て)		円
⑤消費税相当額 ④×0.1		円
⑥確定スライド額 ④+⑤		円

※スライド変動額確認調書を添付すること。

:入力

発注者作成
様式-S4'に添付

スライド変更額確認調書

〇〇〇〇工事

請負額(税込) : 34,020,000

予定価格(税込) : 37,800,000

資材名	規格	購入年月	単位	変動前資材価格			既済部分		変動後資材価格						摘要
				数量 ①	単価 ②	金額 ③=①×②	数量 ④	金額 ⑤=④×②	A:実際に購入した金額			B:実勢価格で算定した金額			
									数量 ⑥A=①-④	単価 ⑦A	金額 ⑧A=⑥A×⑦A	数量 ⑥B=①-④	単価 ⑦B	金額 ⑧B=⑥B×⑦B	
軽油	除雪クレーガー 4.0m級 貸与	H21年1月	ℓ	4,800	144	691,200			4,800	110	528,000	4,800	108	518,400	15ℓ/h
	除雪トナー 13t 委託	H21年1月	ℓ	1,280	144	184,320			1,280	110	140,800	1,280	108	138,240	16ℓ/h
	除雪クレーガー 4.0m級 委託	H21年1月	ℓ	1,760	144	253,440			1,760	110	193,600	1,760	108	190,080	22ℓ/h
	除雪トラック 7.0t 貸与	H21年1月	ℓ	1,440	144	207,360			1,440	110	158,400	1,440	108	155,520	18ℓ/h
	ローリー除雪車 400PS 貸与	H21年1月	ℓ	2,800	144	403,200			2,800	110	308,000	2,800	108	302,400	35ℓ/h
	ローリー除雪車 250PS 貸与	H21年1月	ℓ	2,000	144	288,000			2,000	110	220,000	2,000	108	216,000	25ℓ/h
	排雪用ポンプ 10t 委託	H21年1月	ℓ	1,440	144	207,360			1,440	110	158,400	1,440	108	155,520	12ℓ/h
	除雪用バック 0.4m3 委託	H21年1月	ℓ	258	144	37,152			258	110	28,380	258	108	27,864	4.3ℓ/h
	ローリー除雪車 80PS 委託	H21年1月	ℓ	1,376	144	198,144			1,376	110	151,360	1,376	108	148,608	8.6ℓ/h
	ローリー除雪車 40PS 委託	H21年1月	ℓ	640	144	92,160			640	110	70,400	640	108	69,120	4.0ℓ/h
	パッド 30PS 委託	H21年1月	ℓ	624	163	101,712			624	119	74,256	624	120	74,880	7.8ℓ/h
	ローリー除雪車 80PS 貸与	H21年1月	ℓ	688	144	99,072			688	110	75,680	688	108	74,304	8.6ℓ/h
	当初設計数量・単価														
						2,763,120					2,107,276			2,070,936	

受注者が協議(様式-S3')に異議を申し立てた場合で、証明書類により適当な金額と認められる場合。

①変動対象数量の変動前価格計 = (③-⑤) × 落札率 × 消費税率
(2,763,120 -) × 0.9000 × 110 / 100
= 2,735,488 一円未満切り捨て

A:実際に購入した金額

⑧A変動対象資材価格計 = ⑧B × 消費税率 ※実際に購入した金額には落札率をかけない
2,107,276 × 110 / 100
= 2,318,003 一円未満切り捨て

B:実勢価格で算定した金額

⑧B変動対象資材価格計 = ⑧B × 落札率 × 消費税率 ※実際に購入した金額を実勢価格とした部分には落札率をかけない
2,070,936 × 0.9000 × 105 / 100
+ 110 × 100
= 1,957,034 一円未満切り捨て

採用金額

⑩ 2,318,003 ※AがBを上回る場合はAを採用

燃料油の変動額 = ⑩ - ① = -417,485 …⑪ 一円未満切り捨て
請負額 1% = 340,200 …⑫ 一円未満切り捨て
燃料油に関して、変動額が請負額の1%以上のためスライド対象。

<様式-S'5>

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 様

美郷町長 〇〇 〇〇

工事材料価格の著しい変動による請負代金額の変更について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け協議請求のあった件については、積算の結果、下記のとおりとなりますので通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
2. 協 議 額 減額¥〇〇〇,〇〇〇－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥〇〇〇,〇〇〇－
3. そ の 他 変更契約は工期末に行うものとする。

工事請負変更契約書（第〇回）

令和 年 月 日

契約権者 住 所 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
職 氏 名 美郷町長 松 田 知 己

契 約 者 住 所
商号又は名称
氏 名

令和 年 月 日に締結した工事請負契約を次のとおり変更する。

変 更 減 契 約 額 <small>(うち取引に係る消費税および地方消費税の額)</small>	
既 契 約 額 <small>(うち取引に係る消費税および地方消費税の額)</small>	
変 更 後 の 契 約 額 <small>(うち取引に係る消費税および地方消費税の額)</small>	
(注) 「取引に係る消費税および地方消費税」は、契約金額に10/100を乗じて得た額である。	
工 事 名	
工 事 場 所	
変 更 理 由	工事請負契約事項第25条第5項に基づく物価の変動による変更
変 更 完 成 期 限	変更なし
契 約 保 証 金 の 変 更	変更なし
そ の 他 必 要 な 事 項	現契約の契約条項による